

荒木特許事務所

ゴマメ通信

(2 0 1 4 0 3 号)

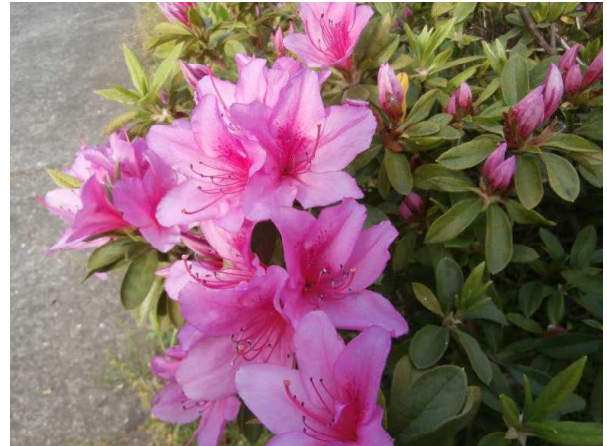
発行人：発明を育てる会（千葉発明研究会）きもいりやく肝入役

荒木特許事務所 弁理士 荒木 昭 生

住 所：(千葉本室)

〒 261-0004 千葉市美浜区高洲2-7-5-103

Tel/fax043-245-8721 Email:a-araki099@nifty.com



躑躅(つつじ)が満開の季節となった。赤いツツジの花言葉は「恋の喜び」、白は「初恋」というらしい。子供のころは花を抜いて蜜を吸い、恋ならず「食の喜び」を求めた記憶がある。ツツジの中でも「レンゲツツジ」には、毒があり、馬も食しないので牧場にレンゲツツジが残る。したがって、これを「ウマツツジ」とも呼ぶ。レンゲツツジはオレンジ色の花だそうだが、赤い花と間違えないよう警告色の黄色い花を開く。 (H26. 4. 28 撮影)

この通信は、知的財産関連情報や時に感じる話題に関して、筆者のゴマメが自己の知人や友人に気の向くままに発信する一種のエッセーである。ゴマメの生存の証に「ゴマメの戯言」としてご笑覧くだされば幸いです

新技術開発と特許制度

4月26日、各新聞は、群馬県富岡市の「富岡製糸場」が、世界遺産に登録される見通しとなったことを報じた。富岡製糸場は、日本初の本格的な機械製糸工場としてフランスの技術を導入し、明治5年(1872年)に設立された絹糸の製糸工場で、日本の近代化と絹産業の技術確信に大いに貢献した。製糸工場といえば、映画「ああ野麦峠」で知られるような女工哀史が連想されるが、もう一つの製糸技術に触れないわけにはいかない。

これは、1876年(明治9年)臥雲辰致(ガウタツムネ)の発明した「ガラ紡」と呼ばれる綿糸の紡績機である。ガラ紡と呼ばれる紡績機は、人々が手作業で糸車を回しながら紡いでいた綿を円筒形の容器に入れて筒を回転させながら上方に綿を引き上げることにより紡糸を行うもので、糸の太さが大きくなって筒が引き上げられると筒への回転力が遮断され、筒が下がると再び筒が回転して糸に撚りがかかるようにして自動的に糸の太さを均一に調整するようにしたものであった。彼はこれを1877年の第1内国勸業博覧会に出品して受賞したのであるが、当時は我が国には未だ特許制度がなく、他人に無許可で模倣されたため、臥雲辰致は、経済的に困窮し、あまり豊かな生活を送ったとは伝えられていない。

わが国に特許制度が制定されたのは、臥雲辰致が、「ガラ紡」を発明して9年後の1885年(明治18年)4月18日であった。この特許法はその後、数々の改正が行われ、特に大正10年法では、それまでの先発明主義から先願主義に移行し、昭和34年に大幅な改正が行われ、現代特許法の基本となったのである。平成6年にはそれまで続いていた公告制度が廃止され、公告の日から15年間あった特許権の存続期間が出願の日から20年となり、現在に至っている。そして4月18日は昭和29年に「発明の日」として制定され、毎年、発明功労者の表彰や発明の進行と促進のための記念行事が行われている。

特許制度は、「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発展に寄与することを目的とする」と明記されている。我が国の特許制度がもう少し早く制定されておれば、臥雲辰致の発明も模倣されることなく、経済的にも苦勞せずすんだかも知れない。技術交流が盛んになると国の内外で特許や商標の模倣が取りざたされる昨今ではあるが、特許発明が十分な保護の下にその目的を達成できるようゴマメも努力せねばなるまい。